

## 平成29年度予算編成方針

### はじめに

月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。」としています。ただし、その先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかに回復していくことが期待されるが、アジア新興国や資源国等の景気が下揺れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」とされています。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太の方針2016）において、「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、少子高齢化などの構造問題に正面から取り組み、誰もが活躍できる一億総活躍社会を構築するなどの方針により、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進めるとされています。

市の財政は、これまで行政改革大綱等に基づき、様々な行財政改革に取り組み、合併による新しい効果を生んできたところですが、10年間の合併特例期間が終了し、普通交付税の段階的縮減期間に移行したことや社会保障費の増加に伴い扶助費などの義務的経費が増え続けていることなどにより、厳しい状況を迎えています。

こうした財政環境の中、健全で安定した財政運営の確保を図りつつ、人口減少・少子高齢化を前提とした市民サービスの維持・向上、市民の安全・安心の確保、魅力あるまちづくりの推進など、多岐にわたる市政の課題に的確に対応していく必要があります。

このため、引き続き、第4次総合計画や行財政改革の歩みを着実に進めるとともに、関市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた目標を達成するため、各施策を着実に推進することで、わがまちに誇りと愛着を持ち、健康でしあわせを感じる事ができる関市にしていかなければなりません。

平成29年度は、将来都市像「水と緑の交流文化都市」の実現を目指した第4次総合計画の最終年度であるとともに、新たな将来に向けた第5次総合計画を策定する重要な年度であることから、すべての職員の英知を結集して、新年度予算の編成に取り組むこととします。

## 1 予算編成の方針

### (1) 重点施策

平成29年度は、「もっとしあわせ日本一！市民とつくる関市のまち創り」の実現のため、次の5分野の取組に関する施策を重点的・戦略的に推進すべき優先度の高い施策として取り組むこととします。

また、予算の編成にあたっては、行政サービスに対する市民ニーズを把握し、きめ細やかに市民生活を応援するための施策の予算化に努めることとします。

- 重点1 「経済・産業」に関する施策
- 重点2 「歴史・文化」に関する施策
- 重点3 「自然・地域」に関する施策
- 重点4 「行財政改革」に関する施策
- 重点5 「市民協働」に関する施策

### (2) 基本的事項

#### ア 「枠配分方式」に「個別査定方式」を組み合わせた予算編成

真に必要な事業への重点的・戦略的な配分による行政サービスの更なる向上を目指すため、昨年に引き続き、「枠配分方式」の手法に加え、「個別査定方式」を組み合わせて新年度予算を編成します。

#### イ 第4次総合計画の目標の達成及び第5次総合計画の策定

部課等の長は、まちづくりの基本理念である「改革と協働で築く自立のまち」の実現に向けて、計画に掲げる事業の進捗を確認するとともに、計画目標を確実に達成するための新年度予算を編成します。

さらに、第5次総合計画の策定にあたっては、より多くの市民の声を反映するとともに、第5次総合計画の初期段階において実施すべき施策に必要な経費を予算化するなど、第4次総合計画から第5次総合計画への円滑な移行につなげていきます。

#### ウ せき行財政改革アクションプランとの連動

せき行財政改革アクションプランに掲げる各種取組については、プランの総仕上げの時期を迎えることを意識して事業の見直し結果を適切に予算に反映します。

## 2 歳入及び歳出に関する事項

### (1) 歳入に関する事項

- ア 平成29年度予算編成時における財政調整基金及び減債基金の取崩し額は、合わせて10億円以内とします。
- イ 起債対象事業については、合併特例事業債や過疎対策事業債など、交付税措置のある有利な市債を有効に活用します。  
他方で、総額として市債の発行を抑制し、地方債残高の縮減を図ります。
- ウ 市の有する債権については、より一層の効率的かつ適切な管理を図り、公債権・私債権ともに滞納額の縮減を図ります。  
特に、悪質な滞納案件に対しては、早期に徹底した財産調査を行うなど、法令に基づいた可能な限りの回収努力を尽くすこととします。
- エ 使用料・手数料については、施設使用料等の総合的な見直しにより、「受益と負担の適正化」に向けた取り組みを進めます。
- オ 国庫支出金や県支出金については、国・県の動向や予算情報を的確に把握し、市の施策上必要と認められるものに関しては、積極的な活用を図ります。

### (2) 歳出に関する事項

- ア 既存事業については、事業目的や実施理由を再確認しつつ、スクラップ・アンド・ビルドを前提とし、徹底した見直しを継続します。
- イ 新規事業については、事業の緊急性や必要性を厳しく見極め、優先順位による事業の選択を行います。
- ウ 施設整備に当たっては、公益性・採算性・有効利用・集約化などの観点から十分な検討を行い、市民のため、地域のために、真に必要なものに限ることとします。また、施設管理経費については、更なるサービス向上とコスト縮減を図るための対策を講ずることとします。
- エ 補助金等については、団体運営に対する資金援助の必要性や事業内容における公共公益性などの観点から、補助団体・補助事業ごとにその効果を評価し、補助率を含めて徹底した見直しを行います。  
特に、公益上の必要性を明らかにした要綱等の整備がなされていない団体運営補助については、速やかに要綱整備を図るとともに、事業補助への切り替えについても検討を行います。
- オ 市民・地域からの提案や意見に対しては、費用対効果の検証など慎重かつ総合的に精査の上、予算に反映できるように努めます。

## 3 説明責任

市政運営の透明性を高めるため、市民に対する説明責任を積極的に果たします。